

I

事 件 の 概 況

本章は、本報告書概況編に掲載した民事第一審訴訟事件（後掲Ⅱ）、刑事第一審訴訟事件（後掲Ⅲ）、家事事件（後掲Ⅳ）及び上訴審における訴訟事件（後掲Ⅴ）の審理状況等について、その概要を取りまとめたものである^{1,2}。なお、社会的要因の検証結果の概要については、本報告書社会的要因編Ⅵ1.5の「社会的要因の検証結果の概要」に取りまとめた。

1 民事第一審訴訟事件等の概況

1.1 民事第一審訴訟事件の概況

民事第一審訴訟（全体）の新受件数は、平成18年以降急増し、平成21年にピーク（23万5508件）となったが、減少に転じ、平成24年は16万1312件である。民事第一審訴訟（全体）の既済件数は、新受件数の増加に伴って急増し、平成22年にピーク（22万7439件）となったが、減少に転じ、平成24年は16万8230件となっている。近時の新受件数及び既済件数の急増と急減は、過払金返還請求訴訟の動向の影響によるものと考えられる。

民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間³は、平成18年以降、顕著に短縮化し、平成20年には6.5月となったが、平成22年からは長期化に転じ、平成24年は7.8月となっている。また、民事第一審訴訟（全体）の同年の審理期間別の事件割合は、6月以内のものが61.7%、2年を超えるものが4.9%（8191件）である。長期的にみると、平成2年から平成17年まで順調に事件処理が進み、審理期間も短縮していった様子が明確に現れている一方で、平成18年以降は過払金返還請求訴訟の急激かつ大幅な増加とその後の減少による影響が統計データ上に大きく現れている様子が見られる。

過払金返還請求訴訟による影響をおおまかに除去した統計データ（以下「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という。）では、平均審理期間は、平成18年（8.3月）以降横ばいであったが、平成23年以降、若干長期化し、平成24年は8.9月となっている。事件の動向に関して、複雑困難事件が増加しているとの指摘がされているところであるが、このほか、新受件数の急激かつ大幅な増加による裁判官の負担増等のため、近時、期日回数が若干多くなった事件が生じたとも考えられ、平均審理期間がその年に既済となった事件に基づき算定されるという性質上、そのような事件の処理を進めたことにより、統計上は平均審理期間が長期化して表れた可能性があるとも考えられる。また、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが56.3%、2年を超えるものが6.6%である。

平成24年における民事第一審訴訟（全体）の終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが41.5%（う

¹ 本報告書において分析に利用した統計データは、平成25年4月15日現在のもの（なお、第4回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、審級ごとに、当該審級において事件が終局すると作成される「事件票」に基づいている。

² 端数処理の関係上、個々の数値と合計値が合致しない場合がある。

³ 平均審理期間は、従来から、1事件ごとの実数値の平均ではなく、審理期間の区分ごとに設定された代表値（基本的には、各区分の中間値が代表値とされており、例えば、民事第一審訴訟事件の既済事件については、1月以内から5年超まで10段階に区分されており、1月以内の代表値は0.5月となる。）に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出されており、本報告書においても、この方式によっている。一例として、3月超6月以内の事件が4件、6月超1年以内の事件が5件、1年超2年以内の事件が1件の場合を想定すると、平均審理期間は、「(4.5月×4件+9月×5件+18月×1件)÷10件」で算出され、8.1月となる。

ち対席事件の割合が67.8%), 和解で終局したものが34.1%, 取下げで終局したものが21.5%である。経年推移をみると, 取下げで終局したものは, 平成18年(22.0%)以降急激に増加したが, 平成21年(38.0%)をピークとして急減し, 平成24年は21.5%である。平成18年以降取下げで終局した事件の割合が増加した原因としては, 過払金返還請求訴訟で, 取下げで終局する事件が多いことが影響していたと推測され, 平成22年以降, 同割合が大幅に減少したのは, 過払金返還請求訴訟の中に, 当事者間では話し合いがまとまらず, 裁判所がこれまで以上に関与をしないと終局に至らない事件が増加していることを示しているものと考えられる。民事第一審訴訟(過払金等以外)の終局区分別の事件割合は, 判決で終局したものが51.0%(うち対席事件の割合が63.8%), 和解で終局したものが34.3%, 取下げで終局したものが11.6%である。

平成24年における当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は, 民事第一審訴訟(全体)は37.6%, 民事第一審訴訟(過払金等以外)は45.2%である。また, 民事第一審訴訟(全体)の平均期日回数は4.2回(うち平均口頭弁論期日回数は2.2回, 平均争点整理期日回数は2.1回), 平均期日間隔は1.8月, 争点整理実施率は33.9%, 人証調べ実施率は13.8%, 人証調べ実施事件における平均人証数は2.8人である。民事第一審訴訟(過払金等以外)の平均期日回数は4.9回(うち平均口頭弁論期日回数は2.3回, 平均争点整理期日回数は2.6回), 平均期日間隔は1.8月, 争点整理実施率は40.4%, 人証調べ実施率は19.2%, 人証調べ実施事件における平均人証数は2.8人である。なお, 民事第一審訴訟(全体)の上訴率⁴は19.9%, 上訴事件割合⁵は8.3%, 民事第一審訴訟(過払金等以外)の上訴率は18.7%, 上訴事件割合は9.5%である。

以上のとおり, 民事第一審訴訟事件の審理は, 過払金返還請求訴訟の急激かつ大幅な増加とその後の減少に影響を受けてきたことがうかがわれるが, 近時は, その影響を脱しつつあるものと考えられるところであり, 今後の事件動向を注視する必要がある。

1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 医事関係訴訟の概況

平成24年における医事関係訴訟の平均審理期間は25.1月であり, 民事第一審訴訟(過払金等以外)のそれ(8.9月)の約3倍となっている。平均審理期間は, 平成5年の42.3月をピークとしておおむね短縮化傾向にあったが, 平成18年以後は25月前後のほぼ横ばいで推移している。

平成24年における審理期間別の事件割合は, 6月以内のものが13.6%, 2年を超えるものが43.2%であり, 終局区分別の事件割合は, 判決で終局したものが38.2%, 和解で終局したものが52.1%であり, 当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は84.3%である。また, 平均期日回数は12.0回(うち平均口頭弁論期日回数は2.6回, 平均争点整理期日回数は9.3回), 平均期日間隔は2.1月, 争点整理実施率は83.7%, 人証調べ実施率は51.8%, 人証調べ実施事件における平均人証数は3.1人である。民事第一審訴訟(過払金等以外)と比較すると, 医事関係訴訟は, 審理期間が2年を超える事件割合, 和解で終局した事件の割合及び双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は高く, 平均争点整理期日回数は多く, 争点整理実施率及び人証調べ実施率は高い。なお, 医事関係訴訟の上訴率は52.5%である。

鑑定実施率は12.9%と, 民事第一審訴訟(過払金等以外)のそれ(0.9%)と比較して顕著に高い。

⁴ 判決で終局した事件のうち上訴がされた事件の割合をいう。

⁵ 全既済事件のうち上訴がされた事件の割合をいう。

1. 2. 2 建築関係訴訟の概況

平成24年における建築関係訴訟⁶の平均審理期間は16.6月である。建築関係訴訟の中でも、特に審理に専門的知見を要する類型と考えられる瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は24.9月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約3倍となっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟についてみると、平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが11.2%、2年を超えるものが41.1%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが28.2%、和解で終局したものが40.6%、取下げで終局したものが27.6%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は82.3%である。また、平均期日回数は12.1回（うち平均口頭弁論期日回数は3.2回、平均争点整理期日回数は8.8回）、平均期日間隔は1.8月、争点整理実施率は87.2%、人証調べ実施率は35.4%、人証調べ実施事件における平均人証数は3.7人である。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、瑕疵主張のある建築関係訴訟は、審理期間が2年を超える事件割合、和解で終局した事件の割合、取下げで終局した事件の割合及び双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は高く、平均争点整理期日回数は多く、争点整理実施率及び人証調べ実施率は高く、人証調べ実施事件における平均人証数は多い。なお、瑕疵主張のある建築関係訴訟の上訴率は53.2%である。

瑕疵主張のある建築関係訴訟の鑑定実施率は5.3%と、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（0.9%）と比較して顕著に高い。

1. 2. 3 知的財産権訴訟の概況

平成24年における知的財産権訴訟の平均審理期間は16.8月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.9倍となっている。平均審理期間は、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、短縮化されてきたところ、平成24年には上記期間となっている。

平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが22.5%、2年を超えるものが23.4%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが44.9%（うち対席事件の割合が92.2%）、和解で終局したものが37.0%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は79.7%である。また、平均期日回数は9.3回（うち平均口頭弁論期日回数は1.8回、平均争点整理期日回数は7.5回）、平均期日間隔は1.8月、争点整理実施率は78.9%、人証調べ実施率は18.9%、人証調べ実施事件における平均人証数は2.8人である。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、知的財産権訴訟は、判決で終局した事件に占める対席事件の割合及び双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は高く、平均争点整理期日回数は多く、争点整理実施率は高い。なお、知的財産権訴訟の上訴率は40.2%である。

1. 2. 4 労働関係訴訟の概況

平成24年における労働関係訴訟の平均審理期間は13.0月であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.5倍となっている。新受件数は、大幅に増加し、とりわけ平成21年以降は高い水準で推移しているところ、平均審理期間は、平成4年（18.5月）からおおむね短縮化し、平成21年には11.4月となったものの、平成22年以降は若干長期化する傾向が見られる。

⁶ 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数は減ることが考えられるが、他方で、期日間隔が長くなることもある。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

平成24年における審理期間別の事件割合は、6月以内のものが28.0%、2年を超えるものが10.9%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが31.3%（うち対席事件の割合が92.0%）、和解で終局したものが54.8%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は77.0%である。また、平均期日回数は7.5回（うち平均口頭弁論期日回数は2.8回、平均争点整理期日回数は4.7回）、平均期日間隔は1.7月、争点整理実施率は72.9%、人証調べ実施率は35.4%、人証調べ実施事件における平均人証数は3.4人である。民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較すると、労働関係訴訟は、判決で終局した事件に占める対席事件の割合及び双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は高く、平均争点整理期日回数は多く、争点整理実施率及び人証調べ実施率は高く、人証調べ実施事件における平均人証数は多い。なお、労働関係訴訟の上訴率は51.0%である。

2 刑事第一審訴訟事件の概況

○ 刑事通常第一審事件の概況

平成24年における刑事通常第一審事件の新受人員（延べ人員）⁷は7万6589人、終局人員（実人員）⁸は5万6734人である。

平均審理期間は3.0月であり、その内訳は、受理から第1回公判期日までの期間が1.6月、第1回公判期日から終局までの期間が1.4月である。全体の75.9%の事件は3月以内に終局しており、審理期間が1年を超えるものは1.6%（921人）、2年を超えるものは0.2%（141人）である。

審理の状況を見ると、平均開廷回数は2.7回であり、8割を超える事件が3回以内に終局している。また、平均開廷間隔（受理から終局まで）は1.1月、平均取調べ証人数は0.8人、否認率は8.8%、弁護人選任率は99.4%、通訳人を付した事件の割合は4.2%である。

○ 否認事件の審理期間等の概況

平成24年における否認事件の平均審理期間は8.5月であり、自白事件の平均審理期間（2.5月）の3倍以上である。

否認事件の平均開廷回数は6.2回、平均開廷間隔は1.4月である。否認事件の平均取調べ証人数は2.7人、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数は2.2回、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数は1.7回である。

○ 経年推移

新受人員及び終局人員は、平成16年をピークとして、増加から減少に転じている。平均審理期間は3.0月前後とほぼ横ばいで推移しており、新受人員数及び終局人員数の増減の影響はみられない。

自白事件の平均審理期間は、わずかずつではあるが短縮化する傾向にあり、平成24年には2.5月となっている。一方、否認事件の平均審理期間は、平成17年の9.5月から短縮化して平成22年には8.1月となったが、下げ止まりがみられ、平成24年には8.5月となっている。

⁷ 新受人員は延べ人員であり、延べ人員とは、同一被告人につき、複数の起訴があったときは、その都度1人として累積計上した員数をいう。以下、単に新受人員と表記する。

⁸ 終局人員は実人員であり、実人員とは、同一被告人につき、複数の起訴があっても審理が併合されている限り1人として計上（審理が分離されて終局した場合には累積計上）した員数をいう。以下、単に終局人員と表記する。

否認率は全体の1割未満であるものの、平成18年以降は増加傾向にあり、平成24年には8.8%となっている。

審理期間が3月以内の事件の割合は70%台で推移している。審理期間が6月を超えた事件の割合は、7%前後で推移している。

事案複雑等を事由とする長期係属実人員（係属2年を超える事件）は、平成21年には31人まで減少したが、下げ止まりがみられ、平成24年には63人となっている。もっとも、期間中のピーク人数（197人）と比べると大幅に減少している。

平均開廷回数は、全体及び自白事件では、それぞれ2.6回前後、2.3回前後とほぼ横ばいである。否認事件では平成17年以降減少し、平成20年以降は6.0回前後となっている。

平均開廷間隔は、全体と自白事件についてはほぼ横ばいであり、平成24年はいずれも1.1月となっている。また、否認事件については、若干増加する傾向にあり、平成24年には1.4月となっている。

平均取調べ証人数は、全体で0.8人前後、自白事件で0.6人前後、否認事件で2.6人前後と、いずれもほぼ横ばいである。

平均証人尋問公判回数は、全体及び自白事件については、それぞれ1.2回前後、1.0回で横ばい、否認事件では平成19年以降減少して、平成21年以降は2.2回前後で横ばいである。また、平均被告人質問公判回数は、全体では1.1回前後、自白事件では1.1回といずれも横ばいであるが、否認事件では平成18年以降減少して、平成21年以降は1.7回で横ばいである。

控訴率の推移は、総数では11%前後、自白事件では9%前後とほぼ横ばいである。否認事件は、おおむね40%弱で推移している。

○ 公判前整理手続の概況

平成24年における公判前整理手続に付された人員は、終局人員数5万6734人中1745人であり、同手続の実施率は3.1%である。

自白事件における実施率は1.6%であり、否認事件における実施率は17.9%である。裁判員裁判対象事件⁹では公判前整理手続は必要的であることから実施率が極めて高いが、非対象法定合議事件、裁定合議事件及び単独事件における実施率は低い。

公判前整理手続に付された終局人員についての平均審理期間は10.0月であり、自白事件では7.2月、否認事件では12.6月である。

○ 裁判員裁判の審理の概況

最高裁判所事務総局においては、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」を作成し、平成24年12月に公表した。この報告書は、制度施行当初から平成24年5月31日までの3年余りの期間を対象とした統計データに基づいて作成しており、その間の経年変化を踏まえた制度の実施状況を示したもので、審理期間や公判前整理手続期間の長期化の実情とその要因等、迅速化検証の観点からも検討を行っている。

そこで、本報告書においては、公判前整理手続を含めた裁判員裁判の実施状況に関し、迅速化検証の観点からも有益といえる部分について、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」を引用することによって、その検証結果を示した。

それによれば、上記期間における裁判員裁判対象事件の判決人員は3801人であり、総数の平均審理期間は8.5月、自白事件の平均審理期間は7.2月、否認事件の平均審理期間は10.4月である。

⁹ 裁判員裁判対象事件とは、平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された裁判員法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件をいう。

裁判員裁判の公判前整理手続の状況をみると、審理期間のうち、公判前整理手続に付する旨の決定までの期間はごく限られており、公判前整理手続終了から第1回公判までの期間も事件によってさほど変動するものではない。また、いったん公判が開始されると、ごく一部の事件を除いて連続して法廷が開かれ、評議判決までの期間も限られている。したがって、審理期間の長さを決定するのは、もっぱら公判前整理手続期間ということになるが、自白事件においても、否認事件においても長期化する傾向にあり、それが事件全体の審理期間を裁判官による裁判に比して長期のものとしている。すなわち、自白事件の公判前整理手続期間は、制度施行直後は2.8月であったが、平成22年は4.6月、23年、24年にはいずれも5.0月と長期化している。また、否認事件についても平成21年の3.1月から、22年には6.8月、23年には8.3月、24年には8.6月とかなり大幅に長期化している。

さらに、裁判員裁判の公判についてみると、その平均実審理期間（第1回公判から判決までの期間）は、自白事件、否認事件とも年々長期化する傾向にあり、この3年間で自白事件は3.5日から4.7日（1.3倍）、否認事件では4.7日から9.9日（2.1倍）に増加した。もっとも、1期日の審理時間は短縮化していることからすると、平均実審理期間の増加が、直ちに審理時間がそれだけ増大していることを意味するものではない。

以上のように、公判前整理手続期間が長期化傾向にあり、短縮化の努力を続けていくことが必要である。公判前整理手続期間の推移については、今後もその動向を注視していく必要がある。

3 家事事件の概況

3. 1 家事事件の概況

平成24年における平均審理期間は、甲類審判事件では0.9月、乙類審判事件では4.9月、乙類調停事件では5.2月、乙類以外の調停事件では4.5月である。

また、新受件数は、審判事件（甲類審判事件及び乙類審判事件の合計）は一貫して増加しており、調停事件（乙類調停事件及び乙類以外の調停事件の合計）は高い水準で推移している。こうした中で、平均審理期間の推移を見ると、甲類審判事件は、0.9月から1.2月という短いものとなっており、乙類審判事件は短縮化し、乙類調停事件はおおむね横ばいであり、乙類以外の調停事件は、おおむね横ばいで推移して平成22年には4.3月であったが、平成24年には4.5月となっている。

平均審理期間が他の類型と比較すると長い乙類事件においても、74%以上の事件が受理から6月以内に終局している。また、受理から終局までの期間が2年を超える家事事件は、その割合が最も高い乙類審判事件においても1.9%にとどまる。

3. 2 遺産分割事件の概況

平成24年における遺産分割事件の平均審理期間は11.6月と、民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.3倍となっている。新受件数は平成4年の1.6倍と大きく増加しているが、平均審理期間は平成5年（18.7月）をピークとして短縮化しており、平成24年は全体の3分の2程度が受理から1年以内に終局しており、終局まで2年を超えるものは、平成24年では1割弱にすぎない。

遺産分割事件の6割以上が調停成立で終局しており、審判に至るものは1割程度である。遺産分割事件の平均期日回数は5.9回、平均期日間隔は2.0月である。

4 上訴審における訴訟事件の概況

4. 1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

4. 1. 1 民事訴訟事件の概況

新受件数は、平成18年以降はほぼ横ばいの状態が続いていたが、過払金返還請求訴訟の急増の影響により、平成22年は、前年（1万5383件）から増加して1万8000件台となり、同年以降同程度の高い水準で推移している。平均審理期間は、平成19年（5.9月）まで一貫して短縮化を続け、同年以降は横ばいで推移していたところ、平成22年に更に短縮化し、平成24年は5.4月となっている。同年の平均審理期間は民事第一審訴訟（全体）のそれ（7.8月）よりも短くなっているが、これは、控訴審の審理が、既に第一審でされた審理及び判決を前提として行われるためであると考えられる。

平成24年における審理期間別の事件割合は、3月以内のものが24.6%、3月超6月以内のものが54.7%、2年を超えるものが0.8%であり、終局区分別の事件割合は、判決で終局したものが60.2%、和解で終局したものが28.4%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は68.2%である。また、平均期日回数は1.8回、平均期日間隔は3.1月、争点整理実施率は12.7%、人証調べ実施率は1.7%、人証調べ実施事件における平均人証数は1.8人である。なお、判決で終局した民事控訴審訴訟事件のうち、上告がされたものの割合は24.0%、上告受理の申立てがされたものの割合は28.0%である。

4. 1. 2 刑事訴訟事件の概況

新受人員は、平成17年をピークとしておおむね減少傾向にあり、平成24年は6555人である。平均審理期間は、おおむね短縮化傾向にあり、平成24年は3.1月である。

平成24年における審理期間別の事件割合は、3月以内のものが62.5%、6月以内のものが96.8%である。終局結果の分布をみると、控訴棄却が71.7%、破棄自判が8.6%、控訴取下げが18.9%である。終局結果別の平均審理期間をみると、控訴棄却により終局した事件は3.5月、破棄自判により終局した事件は4.6月、破棄差戻・移送により終局した事件は6.8月であり、控訴棄却により終局した事件よりも破棄自判又は破棄差戻・移送により終局した事件の方が長くなっている。

審理の状況をみると、平均開廷回数は2.0回、平均開廷間隔は1.5月であり、平均取調べ証人数は0.1人、弁護人選任率は96.1%である。

また、事実取調べを実施した事件の割合はおおむね減少傾向を示しており、平成15年は72.6%であったのが、平成24年は55.4%となっている。

4. 2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

4. 2. 1 民事・行政訴訟事件の概況

【民事訴訟事件】

平成24年の新受件数は、上告事件が2256件、上告受理事件が2843件であり、その合計数は5099件に上る。新受件数の経年推移をみると、上告事件、上告受理事件とも平成20年以降増加がみられ、平成24年の新受件数は、いずれも現行民事訴訟法施行後、最も多くなっており、その合計（5099件）は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数（2470件）の2倍を超える。

平成24年の平均審理期間は、上告事件が5.3月、上告受理事件が5.9月である。平均審理期間の経年推移をみると、上告事件、上告受理事件とも、下げ止まりをし、近時は長期化する傾向を示しているところ、その要因としては、平成20年以降の新受件数の増加による影響や、比較的長期間係属していた事件が数多く終局したことによる影響等が考えられる。

終局区分別にみると、上告事件は、総数（2263件）のうち98.2%（2223件）が決定（却下決定又は棄却決定）で終局している。また、上告受理事件は、総数（2817件）のうち95.6%（2693件）が上告不受理決定で終局している。

【行政訴訟事件】

平成24年の新受件数は、上告事件が399件、上告受理事件が471件であり、その合計数は870件に上る。新受件数の経年推移をみると、上告事件、上告受理事件とも平成20年に急増した後は高水準で推移し、平成24年の新受件数の合計（870件）は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数（248件）の3.5倍を超える。

平成24年の平均審理期間は、上告事件が6.5月、上告受理事件が6.5月である。平均審理期間の経年推移をみると、上告事件、上告受理事件とも、下げ止まりをし、近時は変動しながらも横ばいであるところ、その要因としては、平成20年以降の新受件数の増加による影響や、比較的長期間係属していた事件が平成21年以降に数多く終局したことによる影響等が考えられる。

終局区分別にみると、上告事件は、総数（473件）のうち92.2%（436件）が決定（却下決定又は棄却決定）で終局している。また、上告受理事件は、総数（529件）のうち93.0%（492件）が上告不受理決定で終局している。

4. 2. 2 刑事訴訟事件の概況

新受人員は、平成16年をピークとして、緩やかな減少傾向にあったが、平成22年以降は横ばいとなり、平成24年は2189人となっている。

平均審理期間は、平成24年は3.7月である。近年では、事件処理に期間を要する複雑困難な事件の終局件数等に影響を受けて変動した年もあるが、おおむね短縮化する傾向にあるといえ、平成16年以降、終局人員総数の9割以上の事件が6月以内に終局していることからみても、おおむね迅速に審理されているといえる。

また、取下げにより終局した事件を除く上告事件のほとんどが上告棄却により終局しており、破棄自判及び破棄差戻し・移送により終局した事件の平均審理期間は長期間を要しているが、そうした事件は極めて少数にとどまっている。